

ぼしかてい ふしかていおよ かふ みなさま
母子家庭、父子家庭及び寡婦の皆様へ
ちようさ きようりよく ねが
アンケート調査ご協力のお願い！

おおさかふ では、ぼしおよ ふしなら かふ ふくしほう へいせい ねん さくてい だいさんじおおさかふ
大阪府では、母子及び父子並びに寡婦福祉法により、平成27年に策定した「第三次大阪府
ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が
みづか ちから はつき あんてい せいかつ いとな あんしん こ そだ しゃかい
自らの力を発揮し安定した生活を営みながら安心して子どもを育てることのできる社会づくり
をめざし、これまでけいかく もと かくしゆ せさく すず
をめぐし、これまで計画に基づく各種施策を進めてまいりました。

このたび、げんこう けいかく、へいせい ねんどもまつ れいわがねんどもまつ きかんまんりよう
このたびの計画が、平成31年度末(令和元年度末)に期間満了することなどを踏まえ、
れいわ ねんども いこう おやかていおよ かふ ふくし せさくすいしん だいやんじおおさかふ
令和2年度以降のひとり親家庭及び寡婦福祉施策推進のよりどころとなる「第四次大阪府ひと
り親家庭等自立促進計画」を策定することとしております。

つきましては、ひとり親家庭及び寡婦をめぐるさまざまな状況を踏まえ、自立を促進するため
の支援のあり方や今後の施策の方向性を計画に位置づけてまいりたいと存じますので、本調査
にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、ご回答いただいた内容につきましては、計画策定以外の目的に利用いたしませんので、
本調査の重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

れいわがねん がつ
令和元年8月

おおさかふ ふくしぶ こどもしつ
大阪府福祉部 子ども室

【ご記入に当たって】

1.本調査は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦(かつて母子家庭の母で一番下の
お父さんが20歳以上)の方を対象として、お聞きするものです。

2.調査票の各質問には、令和元年8月1日現在の状況でお答えください。

※ 各質問の後に、「ひとり親」、「母子家庭」または「寡婦」と明記しています。

「ひとり親」とある質問には、母子家庭及び父子家庭の方

「母子家庭」とある質問には、母子家庭の方のみ

「寡婦」とある質問には、寡婦の方のみ

お答えください。

3.答えたくない質問については、ご回答いただかなくてもかまいません。

4.質問の回答は、あてはまるものの番号すべてに○を付けていただくものや、直接
ご記入いただくものなどがあります。

5.記入が終わりましたら、本調査票を入手された窓口(お住まいの市町村)等に
ご提出いただきますようお願いいたします。

6.このアンケート調査についてのご質問は、下記へお問合せください。

おおさかふ ふくしぶ こどもしつ こそだ しえんか でんわ
大阪府 福祉部 子ども室 子育て支援課 (電話:06-6944-7108)

【問4-2】 ご一緒にお住まいのお子さんについて、現在の就学・就労状況、扶養状況、希望する(していた)進路・進学等について、お子さんごとに当てはまるものに○をつけてください。

ひとり親 寡婦

現在のお子さんの就学・就労状況 (1,小学校入学前、2,小学生、3,中学生、4,高校生・高等専門学校生、5,短大生、6,大学生、7,専修学校・各種学校生、8,就労、9,無職の子ども、10,その他)	あなたが扶養している	お子さんに希望する(していた)進路等 (1, 中卒、2, 高卒、3, 短大卒、4, 大学卒、5, 大学院卒、6, 専門学校卒、7, 就職、8, 子どもの意思に任せる、9, その他)
第1子(年齢)	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	1, はい 2, いいえ
第2子(年齢)	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	1, はい 2, いいえ
第3子(年齢)	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	1, はい 2, いいえ
第4子(年齢)	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	1, はい 2, いいえ
第5子(年齢)	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	1, はい 2, いいえ

【問5】 あなたは児童扶養手当を何年間受けておられますか。
(寡婦の方は何年間受けておられましたか。)

ひとり親 寡婦

- ① 5年未満
- ② 5～10年未満
- ③ 10～15年未満
- ④ 15年以上
- ⑤ 受けていない → 【問5-2もお答えください。】

【問5-2】 受けておられない理由は何ですか。

ひとり親 寡婦

- ① 本人の所得が高いため
- ② 同居親族(親)の所得要件のため
- ③ 同居親族(兄弟・姉妹)の所得要件のため
- ④ その他()

寡婦の方は、次のページの問7にお進みください。

【問5-3】 あなたの現在の扶養関係について当てはまるものを1つ選んでください。

ひとり親

- ① 親・兄弟など、他の同居家族に扶養(税法上の扶養家族)されている
- ② 他の同居家族(ただし、お子さんのみの扶養は除く)を扶養している
- ③ 扶養関係はない

【問6】 あなたの最終学歴について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

ひとり親

- ① 中学校
- ② 高校
- ③ 高等専門学校
- ④ 短大
- ⑤ 大学・大学院
- ⑥ 専修学校・各種学校
- ⑦ その他

新

お仕事についておたずねします

【問7】 「ひとり親家庭となる前」、「なった後」、「現在」のあなたのお仕事の変化について、おたずねします。それぞれ主に当てはまるものを1つ選んでください。寡婦の方は、母子家庭の時を振り返ってお書きください。

ひとり親 寡婦

	ひとり親家庭となる前	なった後(最初の仕事)	現在
就業形態	1. 正職員・正規職員 2. 派遣職員 3. パート・アルバイト・臨時職員等 4. 自営業・自由業・農業等 5. 家族従事者(自営の手伝い) 6. 内職・在宅ワーク 7. その他 () 8. 働いていない	1. 正職員・正規職員 2. 派遣職員 3. パート・アルバイト・臨時職員等 4. 自営業・自由業・農業等 5. 家族従事者(自営の手伝い) 6. 内職・在宅ワーク 7. その他 () 8. 働いていない	1. 正職員・正規職員 2. 派遣職員 3. パート・アルバイト・臨時職員等 4. 自営業・自由業・農業等 5. 家族従事者(自営の手伝い) 6. 内職・在宅ワーク 7. その他 () ↓ 【問7-2】もお答えください。 8. 働いていない ↳【問8】にお進みください。
職種	1. 専門知識・資格・技術を生かした仕事 (IT技術者、教員、保育福祉、医療関係者など) 2. 管理的な仕事 (企業・団体の役員、管理職など) 3. 事務的な仕事 (一般事務、経理事務、医療事務など) 4. 営業・販売の仕事 (店員、セールス、外交員など) 5. サービスの仕事 (調理員、清掃員、飲食店員など) 6. 農林漁業の仕事 7. 運輸・通信の仕事 (運転手、電話交換手、オペレータなど) 8. 製造・技能・労務の仕事 (技能工など) 9. その他の仕事 ()	1. 専門知識・資格・技術を生かした仕事 (IT技術者、教員、保育福祉、医療関係者など) 2. 管理的な仕事 (企業・団体の役員、管理職など) 3. 事務的な仕事 (一般事務、経理事務、医療事務など) 4. 営業・販売の仕事 (店員、セールス、外交員など) 5. サービスの仕事 (調理員、清掃員、飲食店員など) 6. 農林漁業の仕事 7. 運輸・通信の仕事 (運転手、電話交換手、オペレータなど) 8. 製造・技能・労務の仕事 (技能工など) 9. その他の仕事 ()	1. 専門知識・資格・技術を生かした仕事 (IT技術者、教員、保育福祉、医療関係者など) 2. 管理的な仕事 (企業・団体の役員、管理職など) 3. 事務的な仕事 (一般事務、経理事務、医療事務など) 4. 営業・販売の仕事 (店員、セールス、外交員など) 5. サービスの仕事 (調理員、清掃員、飲食店員など) 6. 農林漁業の仕事 7. 運輸・通信の仕事 (運転手、電話交換手、オペレータなど) 8. 製造・技能・労務の仕事 (技能工など) 9. その他の仕事 ()

【問7-2】 現在のお仕事の勤続年数は

ひとり親 寡婦

- ① 1年未満 ② 1～3年未満 ③ 3～5年未満
 ④ 5～10年未満 ⑤ 10年以上

【問7-3】 ひとり親となられたことを契機に、転職をしましたか

ひとり親 寡婦

- ① 転職した ② 転職していない

↓
【問7-4もお答えください。】

6 自宅から職場が近い				
-------------	--	--	--	--

【問8-4】 問8で、②働くことは考えていないと回答された方にお聞きします。 ひとり親 寡婦
 働いておられない(働くことができない)理由は何ですか。(当てはまるもの全てに○)

**一部
変更**

- ① 保育に関する支援が不足しているから
- ② 子どもの面倒を見たいから
- ③ 家族の面倒を見る(介護する)必要があるから
- ④ 病気・病弱などで働けないから
- ⑤ 求職中だが採用されないから
- ⑥ 職業訓練・技術等の習得中だから
- ⑦ 収入面で条件の合う仕事がないから
- ⑧ 時間面で条件の合う仕事がないから
- ⑨ 仕事に必要な知識や資格がないから
- ⑩ 高齢のため働けないから
- ⑪ 仕事をする気持ちが起こらないから
- ⑫ 働く必要がないから
- ⑬ その他()

【問9】 問7で、現在、お仕事をされていると回答された方(就業形態1~7のいずれかに○をつけられた方)にお聞きします。 ひとり親 寡婦
 現在のお仕事から、転職する希望はありますか。

- ① 現在の仕事を続けたい
- ② 仕事を変えたい → 【問9-2、問9-3もお答えください。】

【問9-2】 問9で、②仕事を変えたいと回答された方にお聞きします。 ひとり親 寡婦
 就業にあたって、どのような就業形態を希望されますか。
 問7の就業形態欄の中から、あてはまる番号をご記入ください。

(番号)

【問9-3】 転職を考慮する際、次の項目はどの程度重要ですか。(該当する枠に○) ひとり親 寡婦

**一部
変更**

	大変重要	重要	重要ではない	全く重要でない
1 収入が多い				
2 身分や社会保障が安定している				
3 事業所内保育や手当など保育に関する支援が充実している				
4 資格・技能を活かせる				
5 時間的に融通が利く(勤務日や勤務時間など)				
6 自宅から職場が近い				

【問10】 現在又は直近の求職・転職活動において何か問題がありましたか。(当てはまるもの全てに○) ひとり親 寡婦

- ① どこに相談していいかわからない
- ② 気軽に利用できる相談先がない
- ③ 子どもの面倒を見てもらう手立てがつかない
- ④ 自分に適した職がわからない
- ⑤ 求職しているが条件にあった求人がない
- ⑥ 求人や正規雇用そのものがない(少ない)
- ⑦ 資格・技能が合わない
- ⑧ 職務経験が少ない
- ⑨ ひとり親家庭(寡婦)であることを問題視される
- ⑩ 特に問題はなかった
- ⑪ 求・転職したことはない
- ⑫ その他()

【問11】 直近の仕事を探す際に、どのような情報源を利用されましたか。（当てはまるもの全てに○）

ひとり親 寡婦

- ① ハローワーク ② ハローワーク以外の就労支援機関 ③ 母子家庭等就業・自立支援センター
④ 有料求人雑誌 ⑤ 無料求人雑誌(折込チラシ) ⑥ 新聞の求人広告
⑦ インターネット ⑧ 友人・知人の紹介 ⑨ 派遣登録
⑩ 市役所の窓口 ⑪ 利用していない ⑫ その他()

【問12】 労働環境の改善について、どのような施策を行政に望まれますか。（望まれるもの3つまでに○）

ひとり親 寡婦

- ① 正規雇用での就労機会の拡充 ② 母子家庭等に対する雇用側の配慮の促進(啓発)
③ 母子家庭等の雇用を促進する企業への支援 ④ 講習会受講料の補助など経済的支援の拡充
⑤ 市町村など身近な所での支援講習会等の拡充 ⑥ 市町村など身近な所での出張相談会等の拡充
⑦ 職業訓練や技能講習など機会、メニューの拡充 ⑧ 資格取得を支援する自立支援給付金の拡充
⑨ マザーズ・ハローワークなど国の就労支援施策の拡充 ⑩ 夜間(深夜)の保育など働きやすい保育の実施
⑪ 保育所優先入所の推進、延長・休日・一時保育の拡充 ⑫ その他()

資格・技能についておたずねします

【問13】 あなたが今後習得したい資格・技能はどれですか。（当てはまるもの全てに○）

ひとり親 寡婦

- ① 看護師(准看護師) ② 保健師 ③ 調理師 ④ 栄養士 ⑤ 歯科衛生士 ⑥ 保育士
⑦ 理容師・美容師 ⑧ ケアマネージャー ⑨ 介護職員(旧ホームヘルパー) ⑩ 介護福祉士
⑪ 理学療法士 ⑫ 作業療法士 ⑬ 簿記 ⑭ 医療事務 ⑮ パソコン
⑯ 教員 ⑰ 自動車運転免許 ⑱ 特になし ⑲ その他()

⑪ その他(

)

【問18】 養育費について、どんな取り決めをしていますか。

ひとり親

- ① 公正証書等で取り決めをしている ② 口頭又は私的書面で取り決めをしている
③ 家庭裁判所の調停 ④ 裁判による判決
⑤ 取り決めしていない

→ 【問18-2も
お答えください。】

【問18-2】 取り決めは守られていますか。

ひとり親

- ① 守られている ② 額や期間など一部守られていない ③ 全く守られていない

→ 【問18-3も
お答えください。】

【問18-3】 取り決めが守られていないことに対して、何か行動されていますか。

ひとり親

- ① 相手方と協議している ② 養育費相談支援センターなど、相談機関・窓口相談している
③ 法的措置を取っている ④ 特に何も行動していない ⑤ その他()

↓
【問18-4もお答えください。】

【問18-4】 特に何も行動しておられない方にお聞きします。
その理由は何ですか。(当てはまるもの全てに○)

ひとり親

新

- ① 対応する時間がないから ② 対応の方法がわからないから
③ 自分の収入で経済的に問題なくなったから ④ 相手方との交渉がわずらわしいから
⑤ 相手に支払う意思がなくなったから ⑥ 相手に支払う資力がなくなったから
⑦ 相手から身体的・精神的暴力を受けたから ⑧ 相手と関わりたくないから
⑨ その他()

【問19】 配偶者と離別した方にお聞きします。離別した相手との間でお子さんの
面会交流の取り決めをしていますか。

ひとり親

- ① 取り決めをしている(文書あり) ② 取り決めをしている(文書なし) ③ 取り決めしていない

【問19-2】 面会交流の実施状況について、当てはまるものに○をつけてください。

ひとり親

- ① 現在、面会交流を行っている ② 過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない
③ 面会交流は行っていない

↓
【問19-3もお答えください。】

【問19-3】 面会交流を行っている方(上記、問19-2で①、②に○をつけられた方)にお聞きします。
面会交流の頻度について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

ひとり親

- ① 月2回以上 ② 月1回以上2回未満 ③ 2～3月に1回以上
④ 4～6月に1回以上 ⑤ 1年に1回以上 ⑥ その他()

お住まいについておたずねします

【問20】 「ひとり親家庭となる前」、「なった後」、「現在」のあなたのお住まいの変化についておたずねします。それぞれ当てはまるものを1つ選んでください。寡婦の方は、母子家庭の時を振り返ってお書きください。

ひとり親 寡婦

	ひとり親家庭となる前	なった後(最初の住まい)	現在
形態	1, 民間賃貸住宅 2, 府営住宅・市町村営住宅 3, 公団・公社賃貸住宅 4, 親や親族の家に同居 5, 社宅・社員寮 6, 持ち家(マンション含む) 7, その他()	1, 民間賃貸住宅 2, 府営住宅・市町村営住宅 3, 公団・公社賃貸住宅 4, 親や親族の家に同居 5, 社宅・社員寮 6, 持ち家(マンション含む) 7, その他()	1, 民間賃貸住宅 2, 府営住宅・市町村営住宅 3, 公団・公社賃貸住宅 4, 親や親族の家に同居 5, 社宅・社員寮 6, 持ち家(マンション含む) 7, その他()

【問20-2】 問20で、現在、賃貸の住宅と答えられた方（形態の1～3のいずれかに○をつけられた方）にお聞きします。1ヶ月の家賃はいくらですか。

ひとり親 寡婦

また、親や親族の家に同居と回答された方で、親や親族に対し、家賃相当の金銭的な負担をされている方は、その金額について、下記の当てはまるものに○をつけてください。

- ① 5千円未満 ② 5千円～1万円未満 ③ 1万円～2万円未満 ④ 2万円～3万円未満
 ⑤ 3万円～4万円未満 ⑥ 4万円～5万円未満 ⑦ 5万円～7万円未満 ⑧ 7万円～9万円未満
 ⑨ 9万円以上

【問20-3】 住居を探るときや入居のときに何か困ったことがありましたか。（当てはまるもの全てに○）

ひとり親 寡婦

- ① 家賃が高い ② 希望の場所に物件がない ③ 保証金等が確保できない
 ④ 連帯保証人が見つからない ⑤ 入居できる賃貸住宅の情報が不足している
 ⑥ 府営住宅等に中々入れない ⑦ その他() ⑧ 特に困ったことはない

生活全般・各種制度についておたずねします

【問21】 ご自身及びお子さんのことで、困っていることはありますか。（当てはまるもの全てに○）

ひとり親 寡婦

【ご自身のことでの困りごと】

一部追加

- ① 住居(家賃が高い) ② 住居(狭いなど住環境が悪い) ③ 家計(就労収入が少ない)
 ④ 家計(児童扶養手当が少ない) ⑤ 家計(年金が少ない) ⑥ 家計(養育費が少ない)
 ⑦ 仕事 ⑧ 家事 ⑨ 健康 ⑩ 医療費が高い
 ⑪ 親族の介護・健康 ⑫ その他() ⑬ 特に悩みはない

【お子さんのことでの困りごと】

- ① しつけ ② 教育・進学(経済的理由) ③ 教育・進学(その他の理由) ④ 就職
 ⑤ 非行・問題行動 ⑥ 不登校・ひきこもり ⑦ 健康 ⑧ 食事・栄養
 ⑨ 結婚問題 ⑩ その他()
 ⑪ 特に悩みはない

新

【問22】 不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことがありますか。下記の当てはまるもの1つに○をつけてください。

ひとり親 寡婦

- ① よくある ② 時々ある ③ ほとんどない ④ ない

【問25】 あなた自身が自立や生活の安定を図るためには、どのような支援策を望まれますか。（当てはまるものすべてに○）

ひとり親 寡婦

- ① 気軽に相談できる場所や相談体制の充実
- ② 夜間・土日祝日における相談体制の拡充
- ③ 子育てに関する相談窓口の拡充
- ④ 就労に関する情報提供・相談窓口の拡充
- ⑤ 当事者同士で情報交換・相談ができる場の充実
- ⑥ 各種制度・サービスに関する広報の充実
- ⑦ 保育所優先入所の推進、延長・休日・一時保育の充実
- ⑧ 病(後)児保育の充実
- ⑨ 年金・児童扶養手当の拡充
- ⑩ 児童扶養手当の所得要件を本人のみに限定するなど要件緩和
- ⑪ 子どもの就学援助の拡充
- ⑫ 子どもの学習支援
〔 学習支援ボランティアの派遣等、
学校外での学習機会の提供 〕
- ⑬ 正規雇用での就労機会の拡充
- ⑭ 母子家庭の母等の雇用を促進する企業への支援
- ⑮ 職業訓練・受講料補助など経済的支援の拡充
- ⑯ 職業訓練や技能講習など機会の充実
- ⑰ 家事・子育て援助ヘルパー等の充実
- ⑱ 医療費負担の軽減
- ⑲ 公営住宅の増設・優先入居の推進
- ⑳ ひとり親家庭等の人権施策の推進
- ㉑ その他
〔

〕

【問26】 このたびは、お忙しい中、本調査にご協力を頂き、ありがとうございました。日ごろ、感じておられることなどがございましたら、ご自由にお書きください。

ひとり親 寡婦